

令和4年4月7日

変動型最低制限価格制度における最低制限価格基準額の算出について
(端数処理の補足説明)

金沢市が入札する工事の最低制限価格（低入札価格調査基準価格を含む。）の端数処理については、平成28年8月1日付でお知らせしておりますが、令和4年4月1日以降の入札公告及び指名通知案件より試行導入する、変動型最低制限価格制度における最低制限価格基準額の算出方法について、下記のとおり、補足してお知らせいたします。

記

1. 変動型最低制限価格制度における最低制限価格算出方法

最低制限価格基準額 × ランダム係数 = 最低制限価格（円単位※）

＜従前の最低制限価格＞

＜改正後の最低制限価格＞

※ランダム係数を乗じた結果求められる最低制限価格は、1円未満の端数を切捨て

2. 最低制限価格基準額の算出方法（従前の最低制限価格算出方法・端数処理に同じ）

| 区 分 | 算定式に基づいた場合 | 下限値又は上限値の場合 |
|----------------------------------|--|--|
| 変動型最低制限 価格制度における 最低制限価格基準額 | ・直接工事費 ^{注)} × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 ^{注)} × 90% ・一般管理費 × 68% ※上記の4項目の合計 | 10分の7.5又は 10分の9.2 |
| 端数処理 | 上記により算出した額で、 千円未満の端数がある場合 は切捨て | 上記により算出された額につ いては、千円未満の端数の切捨 てはしない。 (1円未満の端数を切捨て) |

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額（10%）を現場管理費に振り替えて算出

【ケースⅠ】 算定した最低制限価格基準額が、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの場合

| 区分 | ※価格 | 備考 |
|----------------------|------------|--------------------------|
| 予定価格 | ¥3,526,000 | ① |
| 【算定】最低制限価格基準額 | ¥2,997,123 | ② ①の約10分の8.5 |
| 最低制限価格基準額 | ¥2,997,000 | ③ 千円未満の端数を切捨て |
| ランダム係数 | 1.0005 | ④ |
| 最低制限価格 | ¥2,998,498 | ⑤=③×④ 1円未満の端数を切捨て |

【ケースⅡ】 算定した最低制限価格基準額が、予定価格の下限10分の7.5を下回る場合

| 区分 | ※価格 | 備考 |
|----------------------|------------|---|
| 予定価格 | ¥3,526,000 | ① |
| 【算定】最低制限価格基準額 | ¥2,609,234 | ② ①の約10分の7.4 |
| 最低制限価格基準額 | ¥2,644,500 | ③ ②が予定価格の10分の7.5を下回るため、 下限である10分の7.5とし、千円未満の端数を切捨てしない |
| ランダム係数 | 0.9990 | ④ 係数下限を想定 |
| 最低制限価格 | ¥2,641,855 | ⑤=③×④ 1円未満の端数を切捨て |

【ケースⅢ】 算定した最低制限価格基準額が、予定価格の上限10分の9.2を上回る場合

| 区分 | ※価格 | 備考 |
|----------------------|------------|---|
| 予定価格 | ¥3,526,000 | ① |
| 【算定】最低制限価格基準額 | ¥3,279,345 | ② ①の約10分の9.3 |
| 最低制限価格基準額 | ¥3,243,920 | ③ ②が予定価格の10分の9.2を上回るため、 上限である10分の9.2とし、千円未満の端数を切捨てしない |
| ランダム係数 | 1.0010 | ④ 係数上限を想定 |
| 最低制限価格 | ¥3,247,163 | ⑤=③×④ 1円未満の端数を切捨て |

※ 税抜き価格